

答 申

第1 審査会の結論

異議申立人が行った公文書開示請求に対し、帯広市長がこれを非開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての内容

平成26年11月25日に提出された異議申立書及び平成27年2月4日に提出された意見書によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき異議申立人が行った『六中グラウンド跡地宅地造成工事について、実施計画事前審査申請書及び当該開発行為申請書を審査した際に作成された「別記第3号様式の（1）審査表一2」の「審査事項 敷地の安全 盛土の締固め」を「可」と判断された書類』の公文書開示請求に対し、帯広市長（以下「実施機関」という。）が平成26年10月28日付けで行った公文書非開示決定を取り消し、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している理由は、次のように要約される。

- (1) 本件宅地造成工事の計画においては、盛土部は、造成後に新築される住宅の基礎地盤となるため十分な地耐力が確保できる盛土材により施工し、土質試験等により盛土の締固めを検証することが定められていた。
- (2) 実施計画事前審査申請書及び開発行為許可申請書の二度の審査で、「審査事項 敷地の安全 盛土の締固め」が検証され、市によって「可」との判断が下され、審査表に記録されている。
- (3) 審査表の全ての審査項目結果が「可」であることをもって、本件宅地造成工事が許可されたが、審査項目の中でも、盛土の締固めは最も重要な要素である。実施機関は、盛土の締固めを「可」としたのは、政令の規定のとおり施工することを事業者から口頭により確認にしたことによるとのことであるが、信ぴょう性が低い。実施機関が定めた審査項目にもかかわ

らず、口頭で確認したから「可」を付けても問題がないという理論では、審査の意味をなさない。

(4) したがって、盛土の締固めを「可」とした根拠となる書類があることは明らかであり、「公文書不存在」はあり得ないことから、開示を求める。

第3 実施機関の説明要旨

平成27年1月7日付け理由説明書及び同年3月31日実施の事実の陳述によれば、実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 開発許可処分に必要とされる書類

請求公文書は、都市計画法に基づく開発許可処分をした民間開発行為の施工に関連するものであると考えられる。

開発行為許可申請の必要書類には、盛土の締固めに関する書類は含まれていない。

2 盛土の締固めの記載方法

開示請求のあった盛土の締固めは、都市計画法施行令第28条第4号に施工方法が規定されており、図面等に詳細な施工方法までは記載されないのが通例であり、本件開発許可処分においても、事業者から提出される書類に特段の記載はない。

3 本件審査表の位置付けと施工状況の確認方法

本件審査表は「開発行為許可申請書を審査する時点」の書類であって、工事をどのように行うかのチェックリストとしての位置付けである。

審査表の「可」欄に丸印をした際には、盛土の締固めを政令どおりに行うことについて事業者への念押しを目的として口頭で確認を行った。

4 したがって、市は、本件開示請求に係る対象公文書を作成していないことから、これを保有しておらず、このため当該公文書は不存在である。

第4 審査会の判断

1 本件異議申立てと判断基準について

本件異議申立ては、都市計画法に基づく開発許可処分をした民間開発行為の施工に関連して、「審査項目 盛土の締固め」を「可」と判断した根拠となる書類の存在についてなされたものである。

異議申立人が実施機関は請求公文書を当然に保有しているはずであると主張するのに対し、実施機関は本件対象文書を作成していないために保有もしておらず、公文書不存在を主張しているため、当審査会はその妥当性（対象文書不存在の事実的真否）について判断する。

妥当性の判断に当たっては、異議申立人の主張から本件請求の趣旨を満たす公文書の存在を確信する事実を見出すことができるか、実施機関の主張に不合理な点が認められないかを基準に判断する。

2 本件請求文書の不存在の妥当性について

(1) 請求公文書の存在を確信する事実を見出すことができるかについて

異議申立人の異議申立書及び意見書によれば、盛土の締固めは最も重要な審査項目であることから、実施機関が事業者から口頭確認により「可」としたとの説明は信ぴょう性が低く、盛土の締固めを「可」とした根拠となる書類があることは明らかであるとの主張があった。

この主張は、要するに、審査で「可」としたのであれば、「可」と判断した基礎となる書類があるはずであるとの主張と解される。

なるほど、異議申立人の主張を前提として考慮すれば、市は「可」と判断した以上は、それは何らかの資料に基づいて判断を下したと考えるのが合理的であるから、そのような資料たる公文書が存在するはずであるという異議申立人の主張も一理ある。

この点、実施機関の平成27年1月7日付け理由説明書によるだけでは、異議申立人の主張に対する回答としては十分とはいえない。

(2) 実施機関の主張に不合理な点が認められないかについて

そこで、実施機関による事実の陳述によれば、本件審査表の位置付けと施工状況の確認方法に関し、大要、次のとおりであった。即ち、本件審査表は「開発行為許可申請書を審査する時点」で作成されるチェックリスト、つまり項目毎の点検表として位置付けられているものであり、「可」欄に丸印をした際は、事業者に締固めを政令どおりに行うことの口頭での確認・念押し・注意喚起を目的として口頭で行っており、「可」欄に丸印をした根拠となる資料は存在しない。

この点、異議申立人の認識としては「締固めが終わった段階」での確認書類を求めているものと推測されるのであって、そうすると実施機関

と異議申立人の双方が主張する「確認」の時期にそれが生じているようと思われる。そこで、当審査会において、「開発許可申請書類を審査した際の書類」を実際に検分した結果、請求に関する公文書が存在しないことを確認した。

また、異議申立人が主張する「締固めが終わった段階」での確認については、実施機関の説明では工事完了検査で行っているとのことであり、そのため当審査会では「工事完了検査を行った際の書類」についても実際に検分した。この検分の際の実施機関の説明では、工事完了検査の際の盛土の締固めの確認方法としては事業者から必要な書類を借りて確認し、確認後はそれを事業者に返却しており、本件公文書開示請求時点においては、市は公文書を保有していないことであり、これらの説明には、特段の疑義を差し挟むべき点は認められない。

これらのことから、実施機関の主張には、特に不合理な点は認められなかった。

- (3) 以上のことから、本件請求については、対象となる公文書は存在しないものと認められる。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成 26 年 12 月 9 日	・実施機関より諮問書を受理
平成 26 年 12 月 15 日	・実施機関に対し、理由説明書の提出について通知
平成 27 年 1 月 7 日	・実施機関より理由説明書を受理
平成 27 年 1 月 20 日	・実施機関に対し、事実の陳述について通知
平成 27 年 1 月 20 日	・異議申立人に対し、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について照会
平成 27 年 1 月 22 日	・実施機関から、事実の陳述に係る報告を受理
平成 27 年 2 月 4 日	・異議申立人から、意見書を受理 ・口頭意見陳述を申し立てない旨の送り状を受理
平成 27 年 2 月 9 日	・実施機関に対し、事実の陳述の日時及び場所の変更について通知
平成 27 年 2 月 10 日	・実施機関から、再度、事実の陳述に係る報告を受理
平成 27 年 3 月 31 日	・実施機関の事実の陳述 ・審議
平成 27 年 5 月 29 日	・答申

第6 帯広市情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
岡崎 まゆみ	会長職務代理者
加藤 幸子	
千々和 博志	会 長
藤本 長章	
三井 麻美	